

令和6年度

指導班だより



NO.2

R6. 11. 11

宮城県大河原教育事務所 指導班

管内の各学校におかれましては、児童生徒が学習や学校行事などに生き生きと取り組んでいる毎日だと思います。指導主事学校訪問も、12月上旬まで続きます。引き続きよろしくお願いいたします。

今回は、先日開催いたしました「生徒指導主事等研修会」及び「指導要録の様式」などについて掲載いたします。

<令和6年度生徒指導主事等研修会を開催いたしました>

令和6年10月29日（火）に、管内小・中学校の生徒指導主事（主任）または、いじめ対策・不登校支援担当の先生方にお集まりいただき、標記研修会を開催しました。

はじめに、教育事務所担当より、①管内の生徒指導概況について、②児童生徒支援ネットワーク訪問指導員と校内体制について、③児童生徒支援におけるアセスメントについて説明させていただきました。

次に、菊地・小園法律事務所 小園 彰 弁護士（スクールロイヤー）より、「いじめ問題への教職員の対応と学校における法的責任」と題して講義をいただきました。その後、事例を基にしたロールプレイングを行い、その様子から参加された先生方でグループ討議を行いました。

以下に、参加された先生方のアンケートを紹介いたします。

- ・ 日常的に起こり得る問題や対応の仕方をお話しいただき、自信をもって実践に移すことができそうで、大変勉強になりました。
- ・ いじめの訴えがあった場合の対応の仕方について、留意点がとても分かりやすいものでした。「謝罪で解決を急いではいけない。」という言葉が心に残りました。
- ・ ロールプレイングでは緊張感が伝わってきました。“自分がその場にいたら”と想定しながら様々なポイントについて考えることができ、貴重な経験となりました。
- ・ ロールプレイングを通して、よりリアルな部分まで想定して研修することができました。弁護士の視点から、生徒指導にどのように向き合っていくのか教えていただき、参考になるものばかりでした。学校に帰って職員と共有し、同じ方向を向いて子供たちや保護者と向き合っていきたいと思えます。

御参加いただきました先生方、ありがとうございました。ぜひ、校内でも今回の研修会の内容を共有していただきたいと思います。

<いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂>

研修会の閉会の挨拶でも触れましたが、令和6年9月3日付けで標記通知がされておりますので、校内での確認を改めてお願いいたします。

- ・ 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。
- ・ これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・ 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要。

<指導要録の様式について（確認）>

指導主事学校訪問において、指導要録を拝見する機会があります。拝見いたしました各学校におかれましては、それぞれの市町教育委員会の御指導の下に整備、保管されております。

「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」につきましては、下記 URL より確認することができます。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/1228/825598.pdf>

その中で、特別支援学級の指導要録について、改めて御確認をお願いいたします。

特別支援学級の指導要録の様式については、「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」P.34 に次のように記載されています。市町教育委員会の御指導の下、適切な様式を参考にされますよう、お願いいたします。

⑩ 特別支援学級の指導要録の様式

特別支援学級「自閉症・情緒障害・弱視・難聴・肢体不自由・病弱・身体虚弱」については、「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校」の様式を、「知的障害」については「知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校」の様式を参考にすること。なお、記載に当たっては「特別支援学校編」を参考にすること。

※ 知的障害がある場合は、P11、12、13 を、知的障害がない場合は、P9 を参照にすること。（P50、51 の Q&A を確認すること）

<個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用>

合わせて、特別支援学校学習指導要領解説「総則編」P455 には、「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用」について、次のような記述がありますので、御確認をお願いいたします。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

さらに、以下の記述もありますことを改めて御確認いただきたいと思います。

「個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する二つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することとした。また、通常の学級においては障害のある児童などが在籍している。このため、通級による指導を受けていない障害のある児童などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を努めることとした。」